



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令 (厚生労働一―一)
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (同一一一)
- 〔告 示〕
- 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件 (金融庁・財務七)
- 特別史跡に指定する件 (文部科学一三六)
- 史跡に指定する件 (同一三七)
- 名勝に指定する件 (同一三八)
- 天然記念物に指定する件 (同一三九)
- 特別史跡に地域を追加して指定する件 (同一四〇)
- 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件 (同一四一)
- 史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件 (同一四二)

- 史跡に地域を追加して指定する件 (同一四三)
- 名勝に地域を追加して指定する件 (同一四四)
- 天然記念物を追加して指定する件 (同一四五)
- 記念物を登録記念物に登録する件 (同一四六)
- 文化的景観を重要な文化的景観として選定する件 (同一四七)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十八事業年度財務諸表(独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人国際観光振興機構)、独立行政法人農畜産業振興機構平成二十八事業年度決算、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係
- 地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

〇 厚生労働省令第百一十一号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十五条の三及び第八十二条の三並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第六条第八項、第九条第四項から第六項まで、第八項及び第十項、第十条第三項第一号、第四項及び第六項並びに第十一条第三項から第六項までの規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

平成二十九年十月十三日
国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(国民健康保険給付費等交付金の交付に係る情報提供)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)以下「法」という。第七十五条の三の規定による都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ)に対する情報の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。

- 一 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別
 - 二 被保険者に係る被保険者証の記号番号
 - 三 療養が行われた年月日
 - 四 療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所
 - 五 その他当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報
- 2 市町村は、前項の規定による通知を受け取った場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする。

(連合会又は支払基金へ支払うべき額の相殺等)
第二条 市町村は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)以下「算定政令」という。第六条第八項の規定により同条第一項の普通交付金(以下この条において「普通交付金」という)の収納に関する事務の全部又は一部について法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下この条において「連合会」という)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下この条において「支払基金」という)に委託する場合において、同条第四項及び第五項の規定により当該連合会又は支払基金に支払うべき療養の給付に関する費用の額と当該連合会又は支払基金から徴収すべき普通交付金の額とを相殺することができる。

2 普通交付金の収納に関する事務の委託を受けた連合会又は支払基金は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した普通交付金(前項の規定により相殺する部分を除く)を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

第三条 算定政令第九條第四項第一号ロに規定する年齢階層(次項及び第三項において「年齢階層」という)は、零歳から七十四歳までの五歳ごととする。

2 算定政令第九條第四項第一号ロ(3)に規定する当該市町村に係る当該年齢階層に属する被保険者の数は、次の各号に掲げる年度に依り、当該各号に定める数とする。

- 一 当該年度の前々年度 当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月三十日における当該市町村に係る当該年齢階層に属する被保険者の数
- 二 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度 前号に掲げる被保険者の数
- 三 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度 当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月三十日における当該市町村に係る当該年齢階層に属する被保険者の数